

平成 30 年 6 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和36年7月24日付保発第54号により運用されているところでありますが、今般、療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、平成30年3月23日厚生労働省告示第121号により改正され、4月1日より適用されることから添付資料のとおり改正し、同日より適用することとなりますので、ご参考までにご連絡申し上げます。

【添付資料】

- ・治療用装具の療養費支給基準について（通知）
（平 30.5.24 保医発 0524 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）